

滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う活動の自粛により、練習、試合、大会等のスポーツ活動の中止または縮小等を余儀なくされたスポーツ団体等や、新たにスポーツ活動に取り組む団体等が、スポーツ活動の再開等にあって講じる感染症拡大防止対策に要する経費に対して補助することにより、安全なスポーツ活動の継続を支援することを目的とする。

(補助の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次の（1）または（2）のいずれかに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- （1） スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある団体であって、次の①～④の要件をすべて満たすもの。
 - ① 定款等においてスポーツの振興に関することが記載されていること
 - ② スポーツ活動を継続して行う意思があること
 - ③ 令和2年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じて練習、試合、大会等のスポーツ活動を実施していること
 - ④ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人または任意団体（※）のいずれかに該当すること
 - （2） スポーツ活動を主たる目的とし、活動の拠点が滋賀県内にある個人であって、次の①～③の要件をすべて満たすもの。
 - ① スポーツに関する物・サービスを提供する事業を継続して行う意思があること
 - ② 令和2年4月1日以降に感染症拡大防止対策を講じたスポーツに関する物・サービスを提供する事業を実施していること
 - ③ スポーツに関する物・サービスを提供する事業による収入があること
- （※）任意団体については、以下の要件をすべて満たすこと。
- ・定款に類する規約等を有すること
 - ・団体の意思を決定し、執行する体制・組織を有すること
 - ・会計に関する担当者を有し、収支状況を明らかにしていること

(補助の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、スポーツの練習、大会または教室開催等の活動を行うために講じる、新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン(※)に即した取組であって、県内で行われるものとする。

※国、地方公共団体、競技団体等が定めるガイドラインとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率および補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額から、国庫補助金その他の助成金等を除いた額とし、その額が補助限度額を上回る場合は補助限度額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の期間)

第7条 この補助金の補助対象期間は、令和2年4月1日から令和3年2月28日までに実施する事業とする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、規則第3条の規定による交付申請書(様式1)および次の書類を添えて、別に定める日までに公益財団法人滋賀県スポーツ協会 会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業計画書(様式2)
- (2) 滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業収支予算書(様式3)
- (3) 誓約書(様式4)
- (4) その他参考となる資料(団体の規約、役員名簿、開業届の写し等)

(交付決定)

第9条 会長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式5)を補助事業者に送付するものとする。

(事業の変更)

第10条 会長は、前条により交付決定した内容について、補助事業の内容に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の内容の軽微な変更を行う場合以外、変更は認めない。

(補助事業の中止または廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書(様式6)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日（前条の規定による中止または廃止の承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、または令和3年3月14日のいずれか早い日までに規則第12条に規定する実績報告書（様式7）に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業実績書（様式8）
- (2) 滋賀県スポーツ団体等活動再開等支援事業収支精算書（様式9）
- (3) 事業実施状況がわかる資料（参加者募集チラシ、当日の写真、領収書の写し等）

2 補助事業完了日が交付決定の日から起算して30日以上遡る場合は、前項の規定中「補助事業が完了したときは、完了した日」を「第9条に基づき交付決定した日」に読みかえるものとする。

(補助金の額の確定等)

第13条 会長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査および、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）に適合すると認めるときは、規則第13条に規定する交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式10）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式11）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払により交付することができる。
- 3 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から30日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年2.6%の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業者等の公表)

第16条 会長は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(標準処理期間)

第17条 規則第4条に規定する補助金等の交付の決定、規則第8条に規定する変更(中止・廃止)の承認および規則第13条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第18条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費		
区分	内訳（例）	
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染症防止対策（以下、「コロナ対策」という。）として消毒作業等のために臨時に雇用したスタッフの賃金 	
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策として行う講習会等で招へいした講師の謝金等 	
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策として行う講習会等で招へいした講師の交通費、宿泊費 等 	
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール消毒液、消毒用ボトル、除菌用ペーパータオル、手袋、石鹼等の購入 ・マスク、ゴーグル、フェイスシールド等の購入 ・アクリル板、透明ビニールシート、フロアマーカー等の購入 ・体温計、ハンズフリーマイク等の購入 ・簡易テント、ベンチ等の購入 等 <p>※新型コロナウイルス感染症防止対策のために必要不可欠なものに限る。</p> <p>※単価が税込3万円未満のものに限る。</p>	<p>（補助率） 4分の3</p> <p>（補助限度額） 100千円</p>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策のための物品等の運搬費 等 	
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対策を講じながら事業実施するために必要な会場代 ・コロナ対策を講じながら事業実施するために必要なバス借り上げ代 等 	
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR 検査等の新型コロナウイルス感染症関係検査費用 ・WEB会議導入などにかかるオンラインシステム利用料 等 	